
岡山医療生協労組

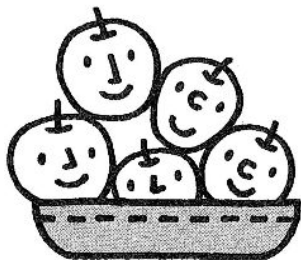


勤通大労働組合コース・スクーリング

第1部 「労働組合の基礎」

2010年6月5日

岡山県労働者学習協会 長久啓太



本日のスクーリングの目的…

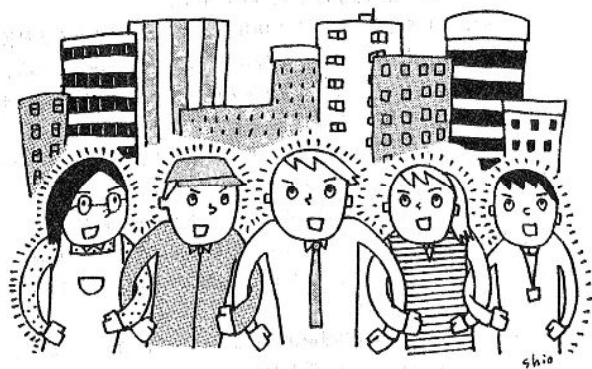
- ①労働組合のそもそも、本質をより深くつかむ
- ②語る力、聴く力、団結をつくる力量アップ！

労働組合役員としての成長・・・！

日頃の思いや疑問を交流しあう機会にも☆

補講①「労働組合とは」

「そもそも何か？」の問いの大切さ



- ①本質・原則をつかむことで、労働組合の役割と活動のあり方が明確になる。
- ②迷ったとき、方向性を見失ったとき、「そこ」に帰る原点のようなもの。
- ③とくに、入職したら100%労働組合に加入するユニオンショップの場合、この学びをくりかえし行うことが大事。

基本の反復練習、本質の磨きなおしが大事☆

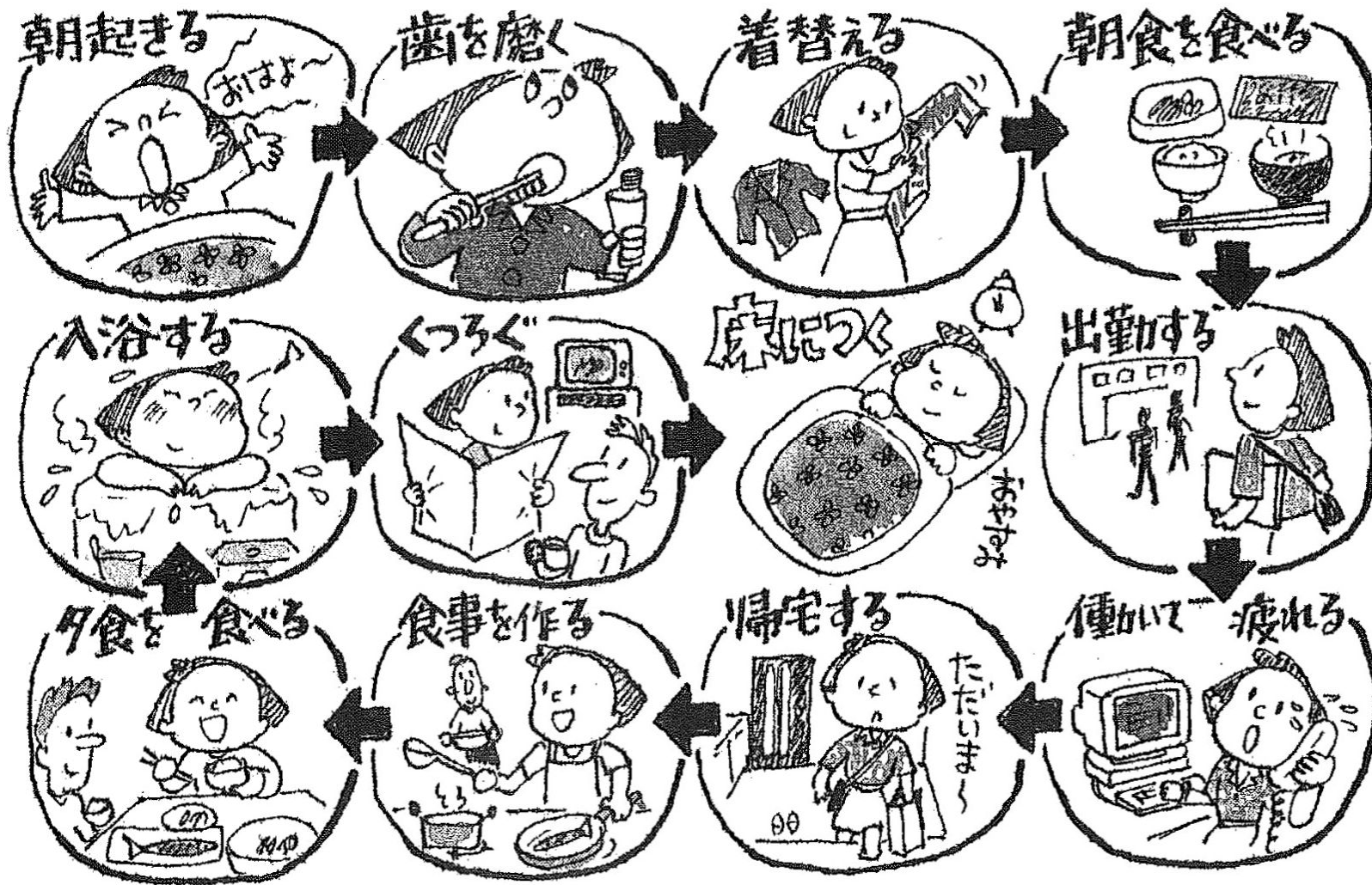
第1節 人間らしく生き・働くとは？



私たちは、なぜ働くのか？

- ①自分や家族の生活を支えるため
- ②社会をささえる営み
- ③自分の成長、生きがい

わたしたちの、一日。



QOL (生活の質) と **QOW** (労働の質) 密接な関係!

みなさんの生活は・・・



「健康で文化的な最低限度の生活」 ですか？

(日本国憲法25条)

「人たるに値する生活」 ですか？

(労働基準法1条)

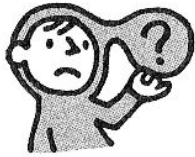
つねに問
い続ける

すべての国民に、人間らしく生き・働く権利がある

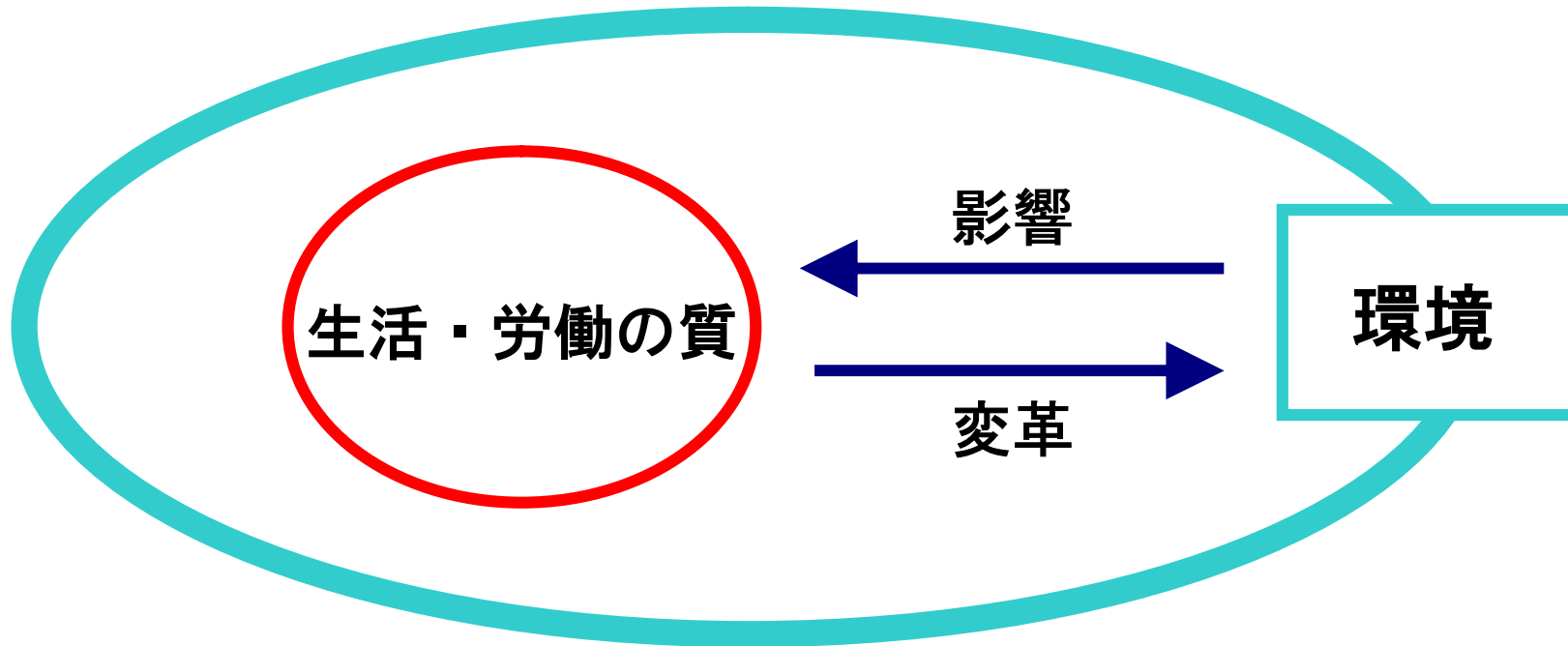
by 日本国憲法

「ディーセント・ワーク」 (ILO・・・国際労働機関)

→ 「まともな」 「適正な」 「それとしてふさわしい」



私たちの労働と、環境との関係・・・



◇人間は、環境から影響を受ける。

◇人間は、環境を整え、変えることができる。

どんな環境のもとで、働いているのか？



どんな病院・施設で？

(建物、空間、設備、地域性)

どんな人数・集団の中で？

(何人の職員で、年齢層、人間関係)

どんな理念・目的のなかで？

(病院・施設の理念や文化、時々の方針)

どんな労働条件で？

(賃金、労働時間、休憩、休日、
雇用形態、諸権利)

政治・社会環境

(国の医療・社会保障政策、
法律、国民の状態)

影響

労働者は、**ひとり**で環境を変えられるか？

賃金上げてほしい！

休みをとらせて！

医療・福祉の充実を！

職場の人員を増やして！

軍事費けずって
社会保障に！



ひとりでは・・・

無理です。

集団の力で、環境を整えたり、変えていく。

どんな病院・施設で？

(建物、空間、設備、地域性)

どんな人数・集団の中で？

(何人の職員で、年齢層、人間関係)

どんな理念・目的のなかで？

(病院・施設の理念や文化、時々の方針)

どんな労働条件で？

(賃金、労働時間、休憩、
休日、雇用形態、諸権利)

政治・社会環境

(国の医療・社会保障政策、法律、国民の状態)

変革



変革

第2節



労働組合はどのように生まれたのか？

世界でも日本でも・・・

バラバラ（分断されていた）
だった労働者たち

盗み

機械
うちこわし

パブでの
共済活動

生きるために・・・

さまざまな抵抗

長時間労働

低賃金

首切り自由

無権利

生存権なし

そしてついに・・・

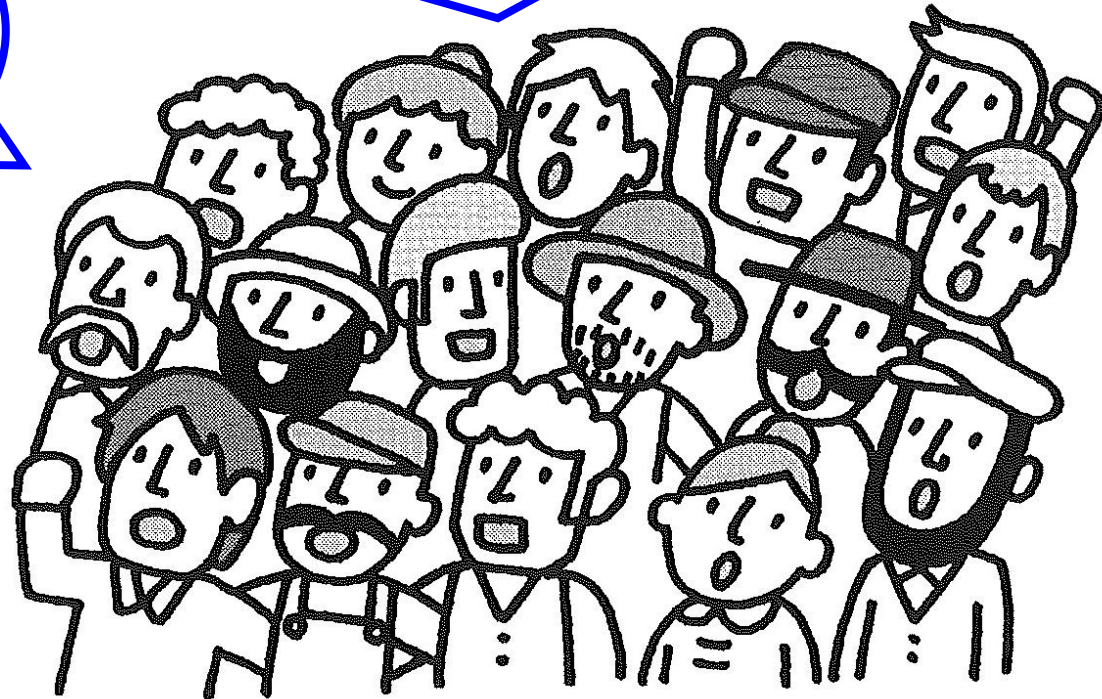
ストライキ

の発見！

おれたちがいなければ、職場はなにひとつ動かないんだ！

そうだ！仕事放棄！

おれたち、ひとつになって交渉しよう！



労働者たちは気がついた・・・ **自分たちは、数が多い。**

さらに、一時的な運動や単発のストライキから、恒常的に「数の力」をひとつにする組織としての、

労働組合の誕生

労働組合

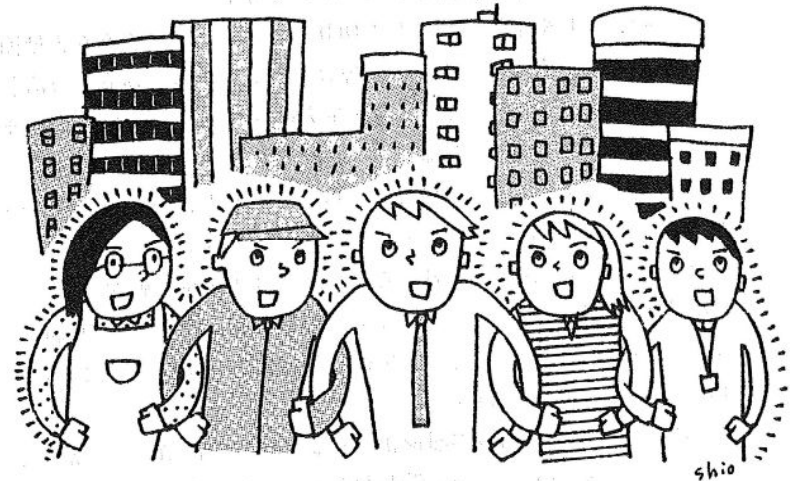
→英語で Union

→語源は Unite



「結合する」「結びつける」

「ひとつになる」



要求でひとつになる。

しかし、資本家のまきかえし・・・

国家権力をつかい、恐るべき法律を・・・。



労働者の団結を禁止する！

イギリスでは、**1799年「団結禁止法」**

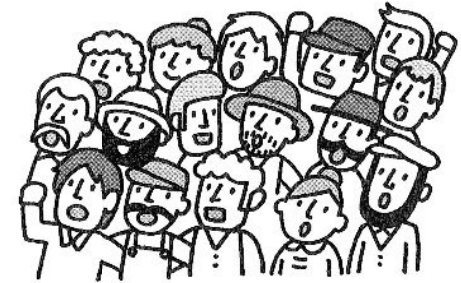
日本でも、**1900年「治安警察法」**

労働組合に団結することは、

文字通り**命がけのたたかい**だった。

団結は、
犯罪！！

労働者は、生きるため、人間らしく働くために、
たたかうことをやめなかった。労働者の団結の力と、
血と涙にじみでるたたかいにより…



団結OK！ ストライキOK！

団結することは、
基本的人権。

労働基本権の獲得！

世界人権宣言（1948年）第23条（4）

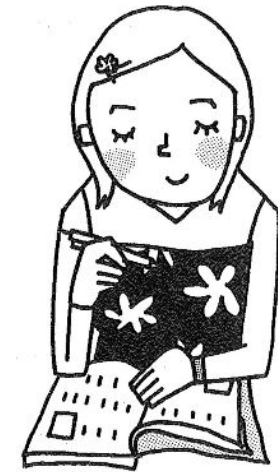
「何人も、自己の利益を保護するために、労働組合を組織し
かつこれに加入する権利を有する」

日本国憲法（1947年）第28条

「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をす
る権利は、これを保障する」

「私たちは、どんなことにしろ、そのものの意味を知らなければ、それを大切にしたり愛したりすることは出来ない。現実を理解しなければ、それを愛し、そこに働きかけてゆく人間の歴代の努力のうけつぎ手として今日生きているよろこびや感動を味わうことも出来ない」

(宮本百合子「若い娘の倫理」)



知は力。

第3節 労働組合とはどんな組織か

大衆性

労働者であるならば、

だれでも入れる。

思想・信条、信仰、性別、年齢、
国籍、雇用形態、支持政党、など
の違いにかかわらず。

「数の力」を最大
限発揮するため

階級性

資本家（経営者）と、

たたかう組織。

労使協調の労働組合、労働者のためにたたか
わない労働組合は、労働組合とはいえない！

しかし、「誰でも入れる」ということは、
ほんとうに「**いろいろな人がいる**」ということ…。
そして、「**数が多い**」ということとは、
ボーっとしては、**まとまるのが難しい**、
ということでもある…！

けっこう
難題…



「身体組織についていうならば、それが生きているということは、たえざる組織活動の連続を意味する。つまり、毎日たべたりのんだりして、必要な栄養分を組織しつづけなければならない。先月はたっぷりたべたから、今月はたべないでおこう、などというわけにはいかない。そのように、**私たちの組織の団結というものも、1度できあがったから**と**いって、ほっておいたのではたちまち解体してしまうもの**だ。だから、**たえざる組織活動が必要になる**。団結は、**日々あらたにつくりだされるべきもの**だ。そのたえざる組織活動に従事するもの、これを組織者といい、また活動家というのだ」（高田求『明日へのノート』学習の友社）

組織・団結は生き物。

団結は日々つくりだすもの・・・

労働組合の基本原則をにぎってはなさず。

だから、また強調しますが、

「そもそも、何か？」の

基本の反復練習、本質の磨きなおしが大事☆

労働組合の
基本三原則

- ①要求にもとづく団結
- ②資本からの独立
- ③政党からの独立

そして、
民主主義的な組織運営

労働組合の3つのたたかいの分野。

- ① 経済的なたたかい
- ② 政治的なたたかい
- ③ 思想・文化のたたかい



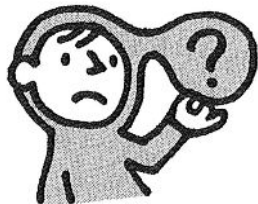
3つの分野を結合してたたかう。

ひとつでも欠けると、要求実現への道はけわしく…。

補講②

「労働者・労働組合の権利」

そもそも
何か？



権利 ?

日本国憲法97条

「この憲法が日本国民に保障する
基本的人権は、**人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果**であって、
これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、**現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである**」

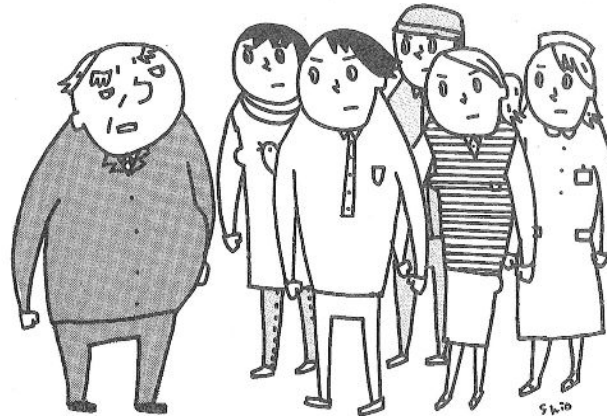
たとえば働きはじめるとき…

賃金、労働時間、
休日、諸権利…

雇用契約

使用者 ⇔ 労働者

「オマエ変わりは、
いくらでもいるんだ
ゾ。この条件でイヤ
ならけっこうダ」



「雇ってもらえる
だけで…」

「とにかく就職す
ることが優先」

どちらのほうが、立場が強いのか。

つまり、交渉を有利にすすめられるか。

圧倒的に使用者有利。

(資本家は生産手段をもっている。労働者は、自分の労働力以外に売るものがない) 22

このままだと、労働力は「安売り」「たたき売り」の一方…

しかし、私たちには、“あれ”がある！！

憲法☆

第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

1人ひとりが、かけがえのない存在。使い捨て禁止！



25条

第27条

「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
③児童は、これを酷使してはならない」

労働条件は、経営者の好き勝手にできないヨ！

「私があなたたちを守ります」
by 憲法

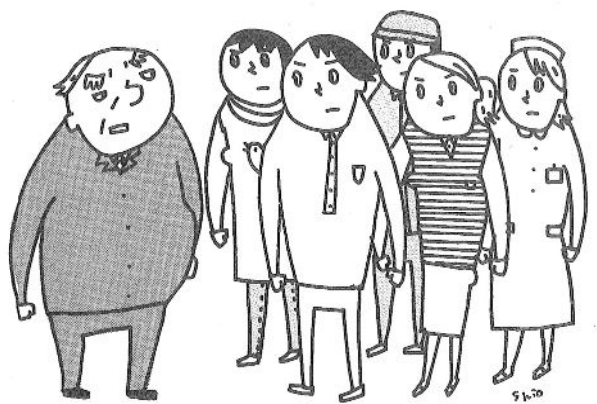
つよ〜い味方。

憲法で保障された

基本的人権

「わ、わかった。
労働基準法以下の
条件では働かせない。
最低賃金も守る。
安全衛生にも
つとめる。これで
いいんだろう…」

しばり



労働基準法

労働安全衛生法

最低賃金法 e t c

憲法違反は許さない！
働くルールを守れ！

それでも、労働者が1人ひとりバラバラのまま、資本家と対等な立場では交渉できず、権利の実現は簡単ではない。

憲法は、ちゃんとそこまで考えています。

労働三権！



第28条

「勤労者の**団結する権利**及び**団体交渉**その他の**団体行動**をする権利は、これを保障する。」

「労働者のみなさん、どうぞ労働組合をつくって、
団結の力でガンガンたたかってください！」

by 憲法からのラブレター

労働組合の活動は、憲法の実践！



第12条

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、**国民の不断の努力**によつて、これを保持しなければならない」

労働基準法、就業規則を上回る、**労働協約**を勝ち取ろう！

もういちど、
最初にもどって・・・
権利とは？

日本国憲法97条

「この憲法が日本国民に保障する
基本的人権は、**人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果**であって、
これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、**現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである**」

「**信託**」・・・
信じて託された。
何を？基本的人権を。
誰から？人類の先輩たちから。
私たちに託された**プレゼント**
であり、**次の世代に受け渡すバトン！**



使わな
きゃ！

ちょっと話は変わりますが・・・

組合費が高い

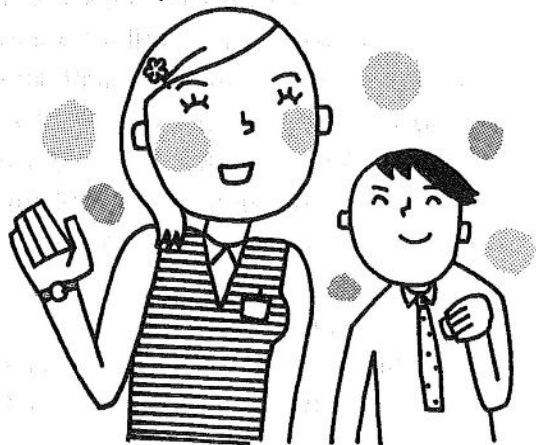
という声、ありますよね。

あるいは、

パートの仲間の組
織率をあげたい！

という課題。

組合に入り
ませんか



組合の活動が目に見える、頼りにされる組織になることと同時に、**労働組合に入り活動することは、絶対に欠かせない基本的人権なんだという認識**をつくっていくことが大切。

組合1人ひとりの認識を高める。認識を変える大きな役割をもつのが、学習教育活動。

ところで、基本的人権は、
「自分も」「あの人も」「見ず知らずの人」も
等しくもっているもの。



1 人称の基本的人権・・・自分の

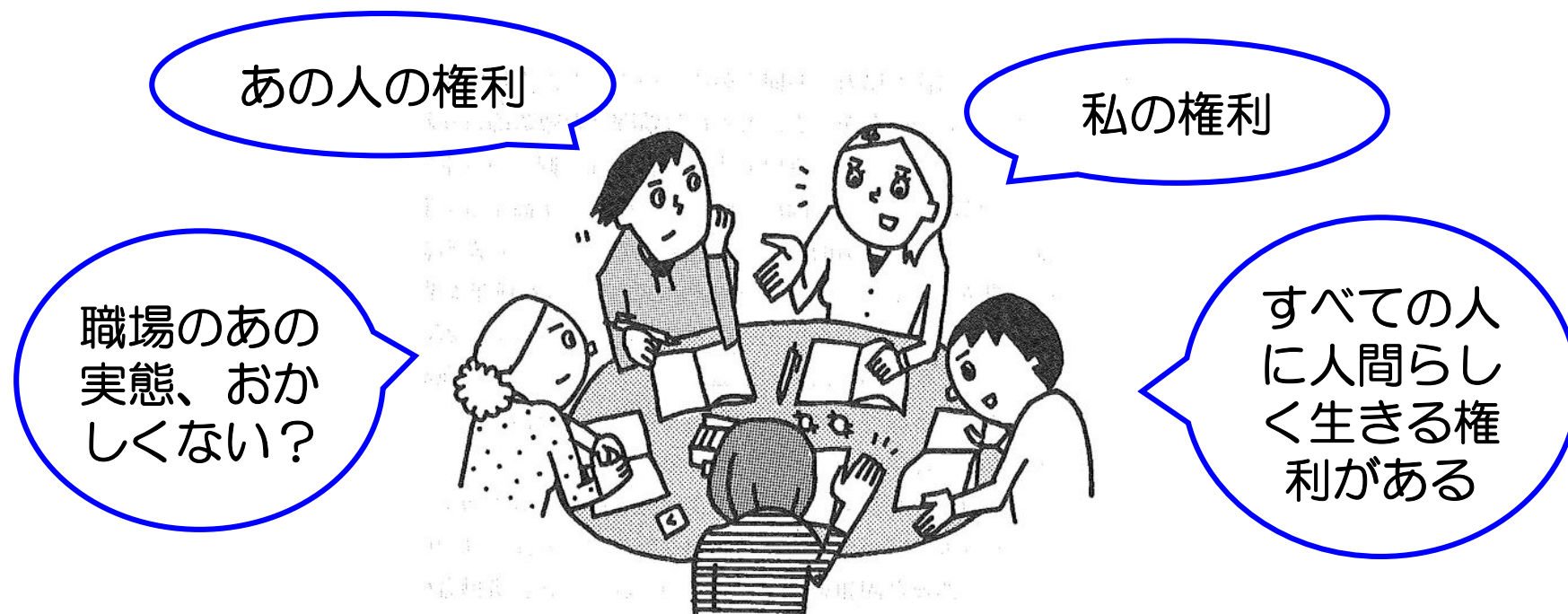
2 人称の基本的人権・・・身近な「あの人」の

3 人称の基本的人権・・・見ず知らずの人の

**労働組合は、すべての人の
人権のために、たたかう組織。**

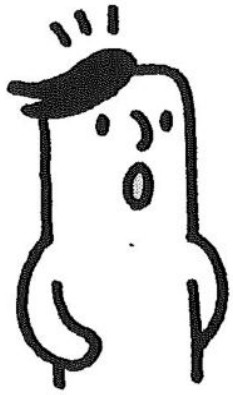
職場での活動とともに、地域に足をだしていこう！

権利学習は、要求を 明確に自覚する土壌づくり。



不平・不満を要求へと高める条件

職場で「おかしい」ことが行われていても、それを「おかしい」と思えなければ、要求にはならない。



あまりに
異常！

日本の常識は、世界の非常識！

～こんなに進んでいる、世界の「働くルール」～

I L O（国際労働機関）に注目！

- ◇1919年創設
- ◇労働者の権利を守ることを任務とした国際機関の誕生
- ◇「働くルール」の世界的底上げ、国際化する道が開かれた

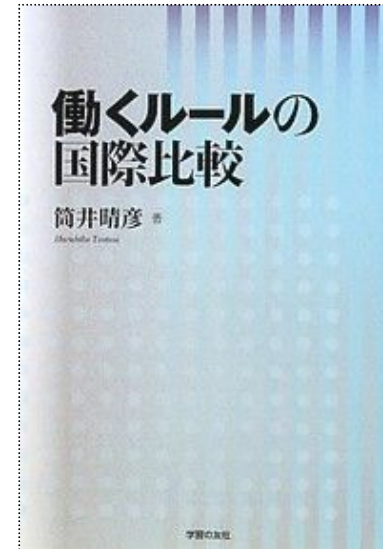
- ◇具体的には、国際的な労働基準を条約として制定し、各国にその具体化な適用をうながし、監督することが役割。
- ◇労働者代表も決定に参加する、唯一の国際機関

ILOが重視していること



参考文献

『働くルールの国際比較』
(筒井晴彦、学習の友社)



世界的な貧困と格差の問題を解決するための**キーワード**

すべての労働者に **ディーセント・ワーク** を

(「人間らしい適切な働き方」 ILO駐日事務所訳)

- ①人間らしい生活をおくることのできる十分な所得、
- ②社会保護（社会保障よりもひろい概念で、家賃補助などもふくむ）によって労働者が保護されていること、
- ③労働基本権などの労働者の権利が保障されていること、
- ④ジェンダー平等（男女平等）

具体的に、世界の「働くルール」の基準を
みてきます（別紙資料）

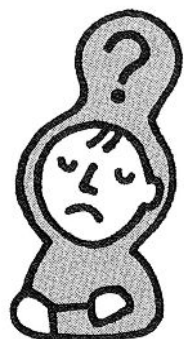
日本のILO条約批准率のいちじるしい低さ
（労働時間にかんする条約はひとつも批准していない）

たとえば、有給休暇にかんする条約（条約132号、
1970年発行）には、有給休暇は最低3労働週
（5日制なら15日、6日制なら18日）の年次有
給休暇の権利を労働者に与えること。休暇は原則
として、まとめて取ること、事情により分割を認
めることもできるが、その場合でも分割された一
部は連続2労働週を下回らないとしている。



「バカンスは人間を取り戻す時間」 「自分の
バカンスの権利を大切にしているイタリア人は、他
人の権利行使を非難しない」（脇田滋さん）

国際的な労働基準に学び、
日本でも労働法（働くルール）の抜本的強化を



法律って、だれがつくるんだっけ・・・

労働者の代表を国会へ！

唯一の立法機関・・・国会！

労基法の抜本的改正！

全国一律の最低賃金！

解雇規制法の制定！

バカンス法もほしい！

さいごに…

学習活動は、コツコツ、長〜く。積み重ね。
学びたくなる**活動**、活動を創造的にする**学**
びを両輪に。



おつかれさまでした☆

ぜひテキストの再読を！